

参考資料

- 1 . 審議会等の開催経過
- 2 . 高知市交通問題審議会
- 3 . 高知市交通問題審議会 諮問書
- 4 . 高知市交通問題審議会 答申書
- 5 . 高知市交通政策連絡会議
- 6 . 高知市交通政策連絡会議（専門部会）
- 7 . 用語の説明

参考資料

1. 審議会等の開催経過

- | | |
|-------------------|--|
| 平成 23 年 6 月 2 日 | 第 1 回高知市交通政策連絡会議・専門部会 <ul style="list-style-type: none">・高知市の現状について 他・高知市交通基本計画等について |
| 平成 23 年 7 月 11 日 | 第 1 回高知市交通問題審議会 <ul style="list-style-type: none">・高知市交通基本計画の諮問について・高知市の現状について 他・高知市交通基本計画等について |
| 平成 23 年 8 月 26 日 | 第 2 回高知市交通政策連絡会議（専門部会） <ul style="list-style-type: none">・基本構想（案）について |
| 平成 23 年 9 月 8 日 | 第 2 回高知市交通政策連絡会議 <ul style="list-style-type: none">・基本構想（案）について |
| 平成 23 年 10 月 7 日 | 第 2 回高知市交通問題審議会 <ul style="list-style-type: none">・基本構想（案）について |
| 平成 23 年 10 月 25 日 | 高知市交通問題審議会 意見交換会 <ul style="list-style-type: none">・意見交換（ブレインストーミング形成） |
| 平成 23 年 11 月 11 日 | 第 3 回高知市交通政策連絡会議（専門部会） <ul style="list-style-type: none">・基本計画（案）について |
| 平成 23 年 11 月 18 日 | 第 3 回高知市交通政策連絡会議 <ul style="list-style-type: none">・基本計画（案）について |
| 平成 23 年 12 月 1 日 | 第 3 回高知市交通問題審議会 <ul style="list-style-type: none">・基本計画（案）について・パブリック・コメントの実施について |

平成 24 年 1 月 6 日～ 2 月 1 日 **パブリックコメント(市民意見提出制度)の実施**

平成 24 年 2 月 8 日 **第 4 回高知市交通政策連絡会議(専門部会)**
・高知市交通基本計画(最終案)について

平成 24 年 2 月 10 日 **第 4 回高知市交通政策連絡会議**
・高知市交通基本計画(最終案)について

平成 24 年 2 月 17 日 **第 4 回高知市交通問題審議会**
・高知市交通基本計画(最終案)について

平成 24 年 3 月 6 日 **高知市交通基本計画の答申**

平成 24 年 3 月 **高知市交通基本計画の策定**

2 . 高知市交通問題審議会

1) 高知市交通問題審議会条例

高知市交通問題審議会条例

(昭和 50 年 7 月 25 日条例第 25 号)

改正 昭和 55 年 4 月 10 日条例第 36 号

平成 4 年 4 月 1 日条例第 2 号

平成 9 年 12 月 26 日条例第 44 号

平成 11 年 12 月 27 日条例第 57 号

平成 22 年 1 月 1 日条例第 2 号

(設置)

第 1 条 本市における交通問題の解決と新しい交通体系の確立のため、高知市交通問題審議会(以下「審議会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じて本市における新しい交通体系確立の方策について審議し、市長に答申するものとする。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 35 人以内で組織し、次の各号に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 交通事業関係者
- (3) 市民代表
- (4) 関係行政機関及び市の職員

(任期)

第 4 条 委員の任期は、市長の諮問した交通体系に関する審議が終了するまでの間とする。

2 委員が委嘱され、又は任命されたときにおける当該職を失つた場合は、委員を辞したものとみなす。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によつて選出する。

2 会長は、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 審議会は、審議に広範な市民の意見を反映するため、必要に応じ関係者等から意見を聴取することができる。

3 審議会は、必要がある場合部会を置くことができる。

(幹事)

第 7 条 審議会に幹事若干人を置き，本市の職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は，会長の命を受け，審議会の審議をたすける。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は，市民協働部において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか，審議会の運営に関し必要な事項は，会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

附 則 (昭和 55 年 4 月 10 日条例第 36 号)

この条例は，公布の日から施行する。

附 則 (平成 4 年 4 月 1 日条例第 2 号)

この条例は，公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 12 月 26 日条例第 44 号)

この条例は，平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 11 年 12 月 27 日条例第 57 号)

この条例は，平成 12 年 4 月 1 日から施行する。(後略)

附 則 (平成 22 年 1 月 1 日条例第 2 号) 抄

1 この条例は，平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

(高知市交通問題審議会条例の一部改正)

6 高知市交通問題審議会条例 (昭和 50 年条例第 25 号) の一部を次のように改正する。

第 8 条中「都市整備部」を「市民協働部」に改める。

2) 委員名簿

高知市交通問題審議会 委員名簿

組織	所属機関	氏名
第3条第1号 学識経験者 【4名】	高知工科大学	地域公共交通研究室教授 熊谷 靖彦
	高知大学	教育研究部人文社会科学系 教育学部門准教授 藤塚 吉浩
	日本大学	理工学部社会交通工学科教授 轟 朝幸
	高知工業高等専門学校	総合科学科教授 池谷 江理子
第3条第4号 行政機関及び市の職員 【7名】	高知市	市民協働部長 森田 恵介
	高知市	都市建設部長 海治 甲太郎
	高知県	理事（交通運輸政策担当） 片岡 万知雄
	国	国土交通省四国運輸局高知運輸支局 首席運輸企画専門官 藤戸 秀夫
	公安委員会	高知県警察本部交通部交通企画課長 岡崎 正
	道路管理者	国土交通省四国地方整備局 土佐国道事務所計画課長 高知県土木部道路課長 中島 俊彦
第3条第2号 交通事業 関係者 【7名】	四国旅客鉄道株式会社	高知企画部長 林田 周一
	土佐電気鉄道株式会社	経営企画室長代理 入交 聡
	土佐電ドリームサービス株式会社	自動車部次長 伊藤 栄
	高知県交通株式会社	運輸部乗合課長 大崎 正人
	株式会社県交北部交通	取締役支配人 長野 文男
	高知市ハイヤー協同組合	株式会社 高知駅前観光 会長 梅原 國利
	株式会社すか	業務管理部長 内山 顕一
第3条第3号 市民代表 【13名】	高齢者団体	高知市老人クラブ連合会副会長 西村 和彦
	障害者団体	高知市身体障害者連合会会長 中屋 圭二
	商店街	京町・新京橋商店街振興組合理事長 （高知市商店街振興組連合会） 安藤 浩二
	町内会	高知市町内会連合会会長 鎌田 良耀
	市民	NPO高知市民会議 （交通まちづくり部会長） 土居 貴之
	市民	高知市消費生活センター消費生活相談員 和田 久美子
	企業	高知県商工会議所女性会連合会 高知商工会議所女性会会長 古谷 純代
	学校	高知市立西部中学校校長 黒瀬 絹江
	学校	高知県教育委員会事務局高等学校課課長 藤中 雄輔
	病院	高知市医師会事務局長 大黒 勝久
	労働組合	私鉄高知県連合会会長 （高知県交通労働組合委員長） 中谷 達美
	物流関係の協会	社団法人高知県トラック協会会長 三谷 哲夫
	交通安全	高知市交通安全推進会議議長 青山 登 （～H23.9.7） 池ノ上 時義 （H23.9.8～）

会長 副会長

3 . 高知市交通問題審議会 諮問書

23 重 交 第 24 号
平成 23 年 7 月 11 日

高知市交通問題審議会会長 様

高知市長 岡 崎 誠 也



高知市交通基本計画の策定について（諮問）

高知市交通基本計画の策定について、高知市交通問題審議会条例第 2 条の規定に基づき、下記事項について諮問します。

記

1 諮問事項

高知市交通基本計画の策定について

2 諮問理由

人口減少・少子高齢化の進展や環境意識の高まり等、交通を取り巻く社会経済情勢が変化する中、交通は市民の自立した日常生活や社会生活の確保、活発な地域間交流及び物資の円滑な流通を実現する機能を有するものであり、市民生活や地域経済の健全な発展を図るために欠くことのできないものです。

本市総合計画 2011 には、まちの環など 6 つの環を施策の大綱として掲げており、それらに連なる施策の中には様々な交通に関する事業が計画されています。そこで、これら交通に関する事業を総合的かつ計画的に推進するために、交通に関する基本理念や基本となる事項を包括する高知市交通基本計画の策定について、答申を求めるものです。

以上

4 . 高知市交通問題審議会 答申書

平成 24 年 3 月 6 日

高知市長 岡崎 誠也 様

高知市交通問題審議会
会長 熊谷 靖彦



高知市交通基本計画の策定について(答申)

平成 23 年 7 月 11 日付け 23 重交第 24 号で諮問のあった高知市交通基本計画の策定について、慎重に審議を行った結果、別添のとおり最終案を取りまとめましたので答申します。

答申にあたって

今日の交通環境を取り巻く社会経済情勢は刻々と変化しており、人口減少・少子高齢化社会やモータリゼーションの進展等に伴う公共交通利用者の長期的な逓減、地球温暖化をはじめとする環境意識の高まりなどを背景として、交通の担う役割は大きく見直されつつあります。

国においては、交通に関する施策を計画的に推進し、国民生活の安定向上、健全な発展を図ることを目的に、交通の施策について基本理念等を定め、国、地方公共団体、交通関連事業者、国民などの責務を明らかにすることを目的に、交通基本法案が昨年国会に提出され、現在審議が継続されています。

一方、高知市においては、人口の減少や高齢化が進むなかで、交通は市民の自立した日常生活の支援など、市民生活の安定的向上や地域経済の発展を図るうえで欠かすことのできないものとなっており、これから迎える本格的な超高齢社会に対応できる交通のあり方など、交通政策全般について総合的かつ計画的な推進が重要となります。

このようななか、本審議会は、平成 23 年 7 月 11 日に高知市長から「高知市交通基本計画の策定について」諮問を受け、高知市の総合的な交通政策のあり方について、審議・検討を進めてきました。

当計画の策定にあたり、昨年度に策定された「2011 高知市総合計画」を上位計画と位置づけ、市のまちづくりの指針となる「高知市都市計画マスタープラン」や県の「高知都市圏の交通計画マスタープラン」等と整合・連携を図るとともに、交通は地域を活性化させ、その成長・成熟が地域の発展の大きな原動力となることを基本に、すべての市民が生活しやすい交通、環境にやさしい交通、市民ニーズに即した持続可能な交通体系の構築などを念頭に置き、審議を行いました。

なかでも、交通の取り組みについて骨格となる枠組みが存在しないことが、総合的な交通政策の推進の遅れに繋がっており、未来に繋ぐ交通体系を構築し、持続するには、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を認識し、協働しながら各主体が積極的に参加・実践し、支え合っていくことが重要であると考え、計画の4つの基本目標の一つに「市民・事業者・行政と連携・協働し、支え育てる交通」を掲げました。

このように、本審議会として、高知市の総合的な交通政策の基本的方向を示す、「高知市交通基本計画」を別添のとおり取りまとめましたので、交通政策の指針として広く認識されることを期待し、答申いたします。併せて、高知市においては、今後、この答申の主旨を十分踏まえ、その実現に向けて積極的に努められることを要望します。

5 . 高知市交通政策連絡会議

1) 高知市交通政策連絡会議設置要綱

高知市交通政策連絡会議設置要綱

(設置)

第 1 条 高知市の交通政策を総合的に推進するため、高知市交通政策連絡会議（以下「連絡会議」という。）を置く。

(所掌事項)

第 2 条 連絡会議の所掌事項は、次のとおりとする。

交通政策の検討及び連絡調整に関すること。

その他交通政策の推進に関すること。

(組織)

第 3 条 連絡会議は、座長及び委員をもって組織する。

2 座長は、市民協働部副部長の職にある者をもって充てる。

3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(座長)

第 4 条 座長は、会務を主宰する。

2 座長に事故があるときは、あらかじめ座長の指名した委員がその職務を代理する。

(会議)

第 5 条 連絡会議の会議は、座長が必要に応じて招集し、座長が議長となる。

2 連絡会議において必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(専門部会)

第 6 条 連絡会議に所掌事項に係る専門的事項を調査及び審議させるために専門部会を置くことができる。

2 専門部会は、部会長及び部会員をもって組織する。

3 部会長は、市民協働部交通政策課長の職にある者をもって充てる。

4 部会員は、市長が指名する。

5 部会長は、必要に応じて専門部会の会議を招集し、当該会議の議長となるとともに、専門部会における調査及び検討の結果を連絡会議に報告しなければならない。

(資料提供その他の協力等)

第 7 条 連絡会議は、その所掌事項を遂行するために必要があると認められるときは、関係部局その他の者に対し、資料の提供、意見の表明、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 連絡会議及び専門部会の庶務は，市民協働部交通政策課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか，連絡会議の運営に関し必要な事項は，座長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は，平成23年5月25日から施行する。

別表

総合政策課長 地域コミュニティ推進課長 障がい福祉課長 高齢者支援課長 環境政策課長 商工振興課長 観光振興課長 鏡地域振興課長 土佐山地域振興課長 春野地域振興課長 都市計画課長 道路管理課長 道路整備課長 学事課長

2) 委員名簿

交通政策連絡会議委員名簿

	部 局	所管課	職名	氏 名	備 考
1	市民協働部	-	副部長	門田 良章	座 長
2		交通政策課	課長	小松 雅幸	庶務担当

	部 局	所管課	職名	氏 名	備 考
3	総 務 部	総合政策課	課長	弘瀬 優	
4	市民協働部	地域コミュニティ推進課	参事	須内 宗一	
5	健康福祉部	高齢者支援課	課長	戸梶 篤	
6		障がい福祉課	課長	橋本 和明	
7	商工観光部	観光振興課	課長	山川 端代	
8		商工振興課	課長	森田 洋介	
9	農林水産部	鏡地域振興課	課長	楠本 太	
10		土佐山地域振興課	課長	川村 幸久	
11		春野地域振興課	課長	岩田 護	
12	都市建設部	道路整備課	課長	池田 誠起	
13		道路管理課	参事	野老山青信	
14		都市計画課	課長	清水 博	
15	教育委員会	学事課	課長	西村 浩代	
16	環 境 部	環境政策課	課長	池内 章	

6 . 高知市交通政策連絡会議（専門部会）

1) 委員名簿

交通政策連絡会議専門部会 委員名簿

	部 局	所 管 課	氏 名	備 考
1	市民協働部	交通政策課 課長	小松雅幸	部 会 長
2		交通政策課 公共交通係長	原 真二	庶務担当

	部 局	所 管 課	課長補佐	係 長	備 考
3	総 務 部	総合政策課	山崎 敬造	田村 智志	
4	市民協働部	地域コミュニティ推進課	長尾 浩二	木下 達哉	
5	健康福祉部	高齢者支援課	松下 智子	大宮 剛夫	
6		障がい福祉課	石黒 和史	橋本 昌明	
7	商工観光部	観光振興課	永野 哲也	川上 智子	
8		商工振興課	吉田 光輝	今西 剛也	
9	農林水産部	鏡地域振興課	佐々木 精郎	山本 修彦	
10		土佐山地域振興課	山岡 奈穂子	杉本 賢	
11		春野地域振興課	近森 正教	-	
12	都市建設部	道路整備課	和田 敏郎	直江 幸男	
13		道路管理課	高田 知伯	亀越 精泰	
14		都市計画課	野中 新一	有澤 聡	
15	教育委員会	学 事 課	森 一正	松尾 剛志	
16	環 境 部	環境政策課	久武 誠	-	

7. 用語の説明

ア 行

【アイドリングストップ】

信号待ち、荷物の上げ下ろし、短時間の買い物などの駐停車の時に、自動車のエンジンを停止させること。エネルギー使用の低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を主たる目的としています。

【アクセシビリティ】

すべての人が様々な製品、建物、情報、サービスなどを支障なく利用できるかどうか、もしくはその度合いを示す言葉です。

【アクセスこうち】

高知の公共交通のウェブサイトで、電車・バスの乗り換え検索や路線案内、運行情報を掲載しています。

【あんしん歩行エリア】

市街地内の事故発生割合の高い地区において、公安委員会の速度規制等と併せて、歩道の設置や歩行者優先道路の整備等を面的・総合的に進めることにより、安全な通行経路を確保した地区のことです。

【アダプト制度】

“アダプト”は「adopt」のことで「養子にする」という意味。アダプト制度とは、自治体と連携する市民団体などが「里親」になり、担当地域の道路や公園などの公共施設を養子と見なし、わが子のように大事にして清掃することを制度化した「町の美化運動」などを指します。

【オフピーク通勤】

通勤時間を分散化させることによって快適な通勤環境を実現しようとする取組。国が主導となってフレックスタイム制の導入や時差出勤の奨励などの啓発活動を行っています。

カ 行

【カードリーダー】

カードの読み取り機のことです。

【街路市】

元禄3年（1690年）以来、300年以上の歴史を持つ土佐の日曜市は、とれたて野菜や果物などの高知の旬が楽しめ、高知名物となっています。このほかにも、市内で曜日によって決まった場所で街路市が開かれています。

【京都議定書】

平成9年に開催された地球温暖化防止京都会議で採択された各先進国に温室効果ガスの削減を義務付ける議定書のことです。

【職員520運動】

高知県・高知市の職員が率先して、月に2日（5日と20日）できる限り自家用車やモーターバイクでの通勤を控え、公共交通や自転車で通勤する取り組みのことです。

【高知市交通バリアフリー基本構想】

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律」に基づき策定されるものです。

高齢者、身体障害者等の移動に係る身体の負担を軽減することによる、その移動の利便性及び安全性の向上をはかるために、移動円滑化に係る事業の重点的かつ一体的な推進に関する基本的な構想を策定することを目的としています。

【高知市総合計画】

地方自治法第96条第2項の規定による議会の議決すべき事件を定める条例に基づいて定められる計画であり、都市整備や福祉、教育、産業振興など自治体運営のための総合的な指針となる計画で、「基本構想」「基本計画」「実施計画」から構成されています。

【高知市地域公共交通総合連携計画】

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」に基づいて策定される公共交通に特化した実施計画です。5つの目標と、この目標を踏まえた11の計画事業を設定しています。

【高知市中心市街地活性化基本計画】

「中心市街地の活性化に関する法律」に基づき、策定する基本計画で、内閣総理大臣により認定を受けると、中心市街地に対して国から重点的に支援を受けることができます。

【高知市都市計画マスタープラン】

都市計画法第18条の2に規定されるもので、高知市が総合計画などの上位計画に即し、住民の意見を反映しながら地域の特性に配慮し、長期的、総合的な視点から都市の将来イメージとそこに至る道筋を描いた、高知市の都市計画に関する基本的な方針です。

【高知都市圏パーソントリップ調査】

交通の根源は「人の動き」にある点に着目し、交通の起点及び終点、交通目的、利用交通手段などを明らかにするもので、交通に関する実態調査としては最も基本的な調査のひとつです。平成 19 年度高知都市圏パーソントリップ調査は、高知市を含む 5 市 2 町 1 村で構成される高知都市圏を対象に行われました。

【交通エコポイント】

ICカード「ですか」のエコポイント制度は、ICカード「ですか」を利用して電車・バス(高速バスを除く)に乗車した場合、自家用車で移動した場合と比べてどれだけ二酸化炭素(CO₂)排出を抑制したことになるのか、利用者の地球環境への貢献を数値で見えるようにしたものです。

電車・バスの乗車距離に応じてCO₂排出量削減効果を計算し、二酸化炭素(CO₂)1kgあたり1エコポイントとして積算します。利用者全員の年間エコポイントが積算され、高知県の地球温暖化対策活動に利用されます。

【交通結節点】

異なる交通手段または同じ交通手段を相互に連絡する乗り換え・乗り継ぎ施設。交通結節点は、移動の一連の動きの中のひとつの重要な要素であり、「つなぐ空間」と「たまる空間」としての役割を有しており、具体的な施設としては、鉄道駅、バスターミナルなどがあげられます。

【交通分担率】

移動の手段として、自動車や鉄道、バスなどの交通モードが全体に対してどのような割合で使われているかを示す割合のことです。

【コミュニティ】

地域社会、共同体のこと。同じ地域に居住して利害を共にし、政治・経済などにおいて深く結びついている社会のことをいいます。

【コミュニティサイクル】

レンタサイクル・システムの発展形。レンタサイクルが借りた場所に返す方式であるのに対し、他の駐輪場(サイクルポート)でも貸出・返却を可能としたシステムです。

【混雑度】

交通容量に対する交通量の比(交通量/交通容量)であり、1.0未滿では道路が混雑することなく円滑に走行できる状態を示します。

【コンセンサス】

複数の人による合意のことです。

【コンパクトシティ】

環土地利用の郊外への拡大を抑制し、中心部にさまざまな機能を集約し、市街地をコンパクトに収めた都市形態、もしくはそれをめざした都市計画のことです。

【コンプライアンス】

法令遵守。法律や規則、社会規範などに背くことなく、活動などを行うことです。

サ 行

【サイクルアンドライド】

通勤・通学などにおいて、自転車で直接目的地まで移動するのではなく、バス・電車の利用を促進するために、自宅から自転車で最寄のバス停・駅に来て、バス・電車等により乗り換えて目的地に向かうシステムです。

【市街化区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街地として積極的に開発あるいは整備する区域で、既に市街地を形成する区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域のことをいいます。

【市街化調整区域】

都市計画法に基づく都市計画区域のうち、市街化を抑制すべき区域のことをいいます。

【自転車レーン】

自転車専用通行帯。道路交通法第20条第2項により、自転車の通行区分として指定された車両通行帯のことをいいます。

【自動車】

道路交通法では、原動機を用い、かつ、レール又は架線によらないで運転する車であつて、原動機付自転車、自転車及び身体障害者用の車いす並びに歩行補助車等を以外のものを自動車と定義しています。

【主要ターミナル】

都市の玄関口として広域幹線(鉄道)の発着点、または、公共交通の核となり複数の公共交通機関の乗り換えができる交通結節点のことをいいます。

タ行

【地域ターミナル】

地域交通道路と公共交通機関が接続する交通結節点、または、自動車等と公共交通機関が接続する交通結節点のことをいいます。

【中核市】

人口が30万人以上の市のうち、当該市からの申し出に基づき政令で指定される市のことをいいます。中核市になると、保健衛生や福祉行政等に関する事務権限が強化され、より市民に身近な行政が行えるようになります。

【中心市街地】

相当数の小売商業者が集積し、及び都市機能が相当程度集積しており、その存在している市町村の中心としての役割を果たしている市街地などで、「中心市街地の活性化に関する法律」第2条に規定されるものをいいます。

【超高齢社会】

総人口に占める65歳以上の人の割合が21%以上の社会のことです。

【道路整備プログラム】

都市計画道路について、優先して整備着手すべき道路と時期を示したものです。

【都市計画区域】

都市計画法その他の関係法令の適用を受けるべき土地の区域。具体的には、市町村の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口や土地利用、交通量などの現況、推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域を指定します。

【都市計画道路】

都市計画法第11条第1項に規定されている都市施設の1つで、都市計画によって指定される道路のことです。

【都心(ゾーン)】

中心市街地など都市の中心に位置し、商業や業務施設が集積し、様々なサービスを提供している地域のことをいいます。

【トランジットモール】

中心市街地等の通りで一般車両を制限し、道路を歩行者・自転車とバスや路面電車などの公共交通機関に開放することで、まちの賑わいを創出した空間のことをいいます。

【トリップ】

人の移動回数であり、ある目的での移動一回を1トリップといます。

ナ行

【ノーカーデー】

特定の日や曜日を決めて自動車の利用を自粛するキャンペーンないしはキャッチフレーズ。自動車交通量の総量を規制する方策のひとつとして、渋滞の緩和や大気汚染など、自動車による弊害の抑制を期待して実施される取組です。

【ノーマライゼーション】

障がい者福祉の基本思想の一つであり、障がいなどのハンディキャップがあっても、ごく普通の生活を営むことができ、かつ、差別されない社会を目指す理念。今日では、高齢者や児童の分野なども含む社会福祉全体の理念の一つとして広く定着しています。

【乗換ポイント】

地域交通道路と公共交通機関が接続する交通結節点、または、自動車等と公共交通機関が接続する交通結節点のうち最も規模の小さいポイントのことをいいます。

ハ行

【パークアンドライド】

自宅から自家用車を利用し、最寄りの駅まで行き、その周辺に駐車して鉄道へ乗り継ぎ、目的地へ向かう通勤形態のことをいいます。

【パートナーシップ】

市民等及び市が、対等な立場で協力・連携し、役割や責務を自覚することを通じて築いていく相互の信頼関係のことです。

【廃止路線代替バス】

路線バス等の公共交通機関が廃止された場合、その代替として自治体(市町村)等がバス事業者に替わって運行するバスをいいます。

【バスロケーションシステム】

バスの現在位置や到着までの待ち時間などの情報を利用者に提供するシステム。バスの定時性確保が進まない中、利用者の減少に一定の歯止めをかけるものと期待されているほか、バス事業者の運行管理に効果をあげている例もみられます。接近するバスの位置を3つ、または5つ手前の停留所から表示を行ったり、発車時刻の案内を行うシステム。近年は携帯電話やパソコンへ情報を提供するシステムが増加しています。

【バリアフリー】

障害者や高齢者などが社会生活をしていく上で、障害(バリア)となるものを取り除いていくことです。

【フレックスタイム制】

企業等において所定の労働時間内で出退勤時刻を従業員が自由に選べる制度のこと。出勤交通が一時に集中して混雑や渋滞を引き起こすことを緩和するのに役立ちます。

【歩行者 ITS】

地上に設置するインフラ機器と利用者の携帯端末機器等を用いて、利用者に現在位置を伝え、段差や危険箇所などの状況を目の不自由な方や高齢者に伝える仕組みのことです。

【歩行者等支援情報通信システム(PICS)】

交差点等に設置する光通信装置と歩行者が所持する携帯端末が、双方向に情報をやり取りすることにより、通行する高齢者、身体障害者等に交差点名、歩行者用信号の状態等に関する情報を提供し、安全な移動を支援するシステムのことです。

マ 行

【マトリックス型二次元コード(QRコードなど)】

小さな四角形を縦横に同数並べた図形パターンにより、文字や数字などのデータを記録する規格。バーコードよりも大量の情報を正確に記録できます。

【マネジメントサイクル】

経営は、計画・組織・指令・調整・統制の五つの機能の循環したものであるとされており、この循環過程のことです。

【モータリゼーション】

一般的には、市民が使用する乗用車による生活形態とトラック等の貨物自動車による流通形態を含めた総称。道路網の整備と流通経済の高まりに伴って、自動車による活動の比重が大きくなっています。

【モビリティマネジメント施策】

公共交通や徒歩などを含めた多様な交通手段を適度に(=かしこく)利用する状態へと変えていく一連の取組を意味するものであり、利用者の自発的な行動の変化を促していくコミュニケーションを中心とした交通政策のことです。

ヤ 行

【ユニバーサルデザイン】

高齢者や障がい者などハンディキャップがある人のために使いやすい環境を整備するのではなく、すべての人にとって利用可能な製品、建物、空間等をデザインするという考え方です。

ラ 行

【レンタサイクル】

月極めの契約(定期利用)や、当日利用ができる貸し自転車で、1台の自転車を複数の人が使うことにより、自転車の有効利用を図ることができるとともに、駅周辺における放置自転車の抑制、地域振興、環境改善などを主な目的として実施されます。

英数字

【DID 地区】

国政調査の集計のために設定される統計地域。人口密度が40人/ha以上の国勢調査の調査区が集合し、合計人口が5,000人以上となる地域のことをいいます。

【ICカード】

無線による非接触式のIC(集積回路)カードなどを用いて、定期入れに入れたまま自動改札機などの案内板にかざすだけで通過でき、現金を持ち合わせていなくてもバスや電車を利用できるカード。高知市では、「ですか」が対応しています。

【ITS(高速道路交通システム)】

最先端の情報通信技術等を用いて、人と道路と車両とを情報でネットワークすることにより、道路交通の安全性・輸送効率・快適性の向上等を目的に構築する新しい道路交通システムです。

【My遊バス】

JR 高知駅と桂浜間を運行する、主に観光客の二次交通に利用されるバスです。

【TDM(交通需要マネジメント)】

道路利用者に対し、時間、経路、交通手段などの変更を促し、自動車利用者の行動を変えることにより、交通渋滞をはじめとする交通問題を解決する手法です。

高知市交通基本計画

発行 平成 2 4 年 3 月

編集 高知市

【事務局】

高知市市民協働部交通政策課

高知市鷹匠町二丁目 1 番 4 3 号

TEL 088 -823 -9487 FAX 088 -824 -9794



高知市

